

第2期狭山市社会福祉協議会 中期経営計画

(令和8年度～令和12年度)

人が人を**さ**さえ、みんなに**や**さしい、元気な**ま**ち



地域をつなぎ ともに地域を変える 狭山市社協

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

令和8年3月

はじめに

第2期狭山市社会福祉協議会中期経営計画の策定にあたって

「第1期狭山市社会福祉協議会発展・強化計画」(以下、「第1期発展・強化計画」という。)は、「第4期狭山市地域福祉計画」及び「第4期狭山市地域福祉活動計画」と連動する計画として令和4年度に策定しました。以後、狭山市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)では、第1期発展・強化計画に定めた組織体制・事業運営に係る4本の基本方針に基づき、地域共生社会の実現を目指した取り組みを進めてまいりました。

この度、第1期発展・強化計画の期間満了にあたり、「第5期狭山市地域福祉計画」及び「第5期狭山市地域福祉活動計画」と連動した、本会のより具体的な戦略計画として、組織の変革や役職員の意識改革をはかり、既存事業・活動の見直しや新しい分野の事業展開を目指すため、発展・強化計画を中期経営計画と改め、第2期狭山市社会福祉協議会中期経営計画(以下、「本計画」という。)を策定いたしました。

昨今の超高齢化に伴う社会保険費の増加や働き手不足、物価高騰などの社会的な課題を抱え、さらに団塊ジュニア世代が高齢者となることで社会保障や経済に大きな影響を与える2040年問題の到来に向けて、今後、本会がどのように準備を進め、地域共生社会の更なる実現を目指すのかを考えていく必要があります。このような中、令和7年には、国が所管する地域共生社会の在り方検討会議において中間報告がなされ、また、全国社会福祉協議会では社会福祉協議会基本要項2025が発表されたことから、今後、社会福祉協議会は地域共生社会の「中核支援組織」として、また、「共助インフラ」として機能することで、地域をつなぎ、ともに地域を創っていく組織として存在意義を高めていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、本計画に掲げる行動指針では、地域福祉を推進する中核的な組織である社会福祉協議会として、組織を単なる福祉サービス提供団体から地域共生社会を推進するエンジンへと進化させていくために、法人として時代に即した変革を続けていくことを意識したものといたしました。

本会では、個人や団体、関係機関等が行う地域課題の解決や地域づくりに取り組む活動を支援し、誰からも信頼していただける法人として様々な取り組みを進めてまいります。

引き続き、より多くの皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

令和8年3月吉日

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会
会 長 宮 本 雄 司

目 次

はじめに

I	計画の概要	
1	計画策定の背景	・・・ 1
2	計画策定の目的	・・・ 2
3	地域福祉計画、地域福祉活動計画との関係	・・・ 3
4	計画期間	・・・ 3
5	計画の進行管理	・・・ 4
II	計画の体系（全体像）	
1	基本理念	・・・ 7
2	基本方針	・・・ 8
3	行動指針	・・・ 8
III	重点項目の取り組み	
1	断らない相談支援の充実と包括的な支援の推進	・・・ 9
2	社協内連携による職員の専門性・知識の向上	・・・ 11
3	ふくし教育の推進とこれからの地域を担う人材の育成	・・・ 12
4	広報活動・情報発信力の強化	・・・ 13
5	多機関協働・連携の要としての機能強化	・・・ 14
6	働きやすい職場づくりの推進	・・・ 15
7	業務の合理化・効率化	・・・ 16
8	BCP（事業継続計画）の策定	・・・ 17
9	内部統制機能の強化	・・・ 18
10	財源の確保	・・・ 19
IV	資料	
1	狭山市社会福祉協議会 組織図（令和7年4月1日現在）	・・・ 20
2	社協職員行動原則ー私たちがめざす職員像ー	・・・ 21

I 計画の概要

1 計画策定の背景

現在の社会福祉法人狭山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、昭和53年5月に社会福祉法人の許認可を得て、令和10年には法人化50周年を迎える中、地域福祉の方向性や課題を改めて認識し、事業の拡充に向けて努めております。この間、本会の役割の一つである、地域福祉への住民参加の促進を目的に、平成19年度に第1期地域福祉活動計画を策定しています。その後も、令和8年度からの第5期計画まで継続性をもって事業を実施しています。

一方で、本会の基盤強化を目的とした「社会福祉協議会発展・強化計画」（※1）については、これまで地域福祉活動計画の一部として計画を推進してきた経緯があり、個別には策定をしておりませんでした。本会の基盤強化の計画性をより明確にし、更なる地域福祉の推進を図るため、第4期計画においては、活動計画とは別途、策定することとし、第4期計画から1年遅れで、令和4年度からの第1期狭山市社会福祉協議会発展・強化計画（以下、「第1期発展・強化計画」という。）を策定いたしました。

第1期発展・強化計画期間内においては、水富地域包括支援センターの運営を新たに受託するほか、CSWの取り組み強化、広報力の強化として新たにInstagramによる広報活動、地域福祉活動の見える化を図ることができるよう「狭山市地域資源情報サイト さやナビ」を立ち上げるなどの取り組みを開始しました。

こうしたなか、第1期発展・強化計画が令和7年度で期間満了となることから、今後の5年先、10年先を見据えた本会の目指す姿を示す中長期計画として、新たに計画を策定しました。

（※1）「社会福祉協議会発展・強化計画」

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会が令和2年7月に第2次改定した「市区町村社協経営指針」において、これからの組織のすすむべき方向性を協議し、具体的な戦略をもって経営を行う上でも「社会福祉協議会発展・強化計画」を「社会福祉協議会中期経営計画」と名称を改めて策定推進が示されています。

2 計画策定の目的

本会は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民や福祉関係団体等との協働により地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを進めることを使命としています。

社協中期経営計画は、社協としての使命を達成するために、様々な関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」（プラットフォーム）である社協の組織経営や社会福祉法第4条（※2）に規定する地域福祉の推進を目的とした計画です。

本計画書は、第1期発展・強化計画を踏まえ、国の情勢や社会福祉協議会に求められる役割・期待などを加味し、今後の地域福祉の推進と地域共生社会（※3）の実現に向けた基盤強化（組織体制・人材育成・事業運営等）のための計画として、「第2期狭山市社会福祉協議会中期経営計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

（※2）社会福祉法第4条

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

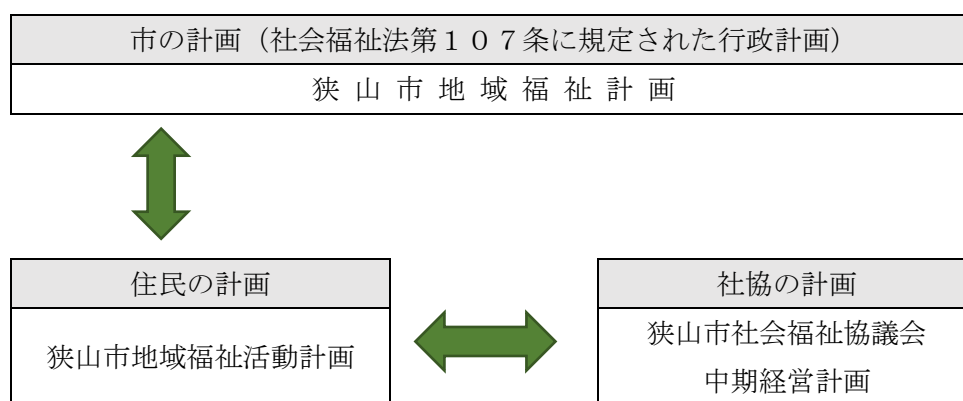
（※3）地域共生社会

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す考え方のこと。

3 地域福祉計画、地域福祉活動計画との関係

狭山市の「第5期狭山市地域福祉計画」は、地域福祉の推進に向けた理念をはじめ、狭山市の果たすべき役割を示す行政計画として策定されています。また、本会の「第5期狭山市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的に、地域住民や地域福祉活動団体、社会福祉法人等が地域での具体的な取り組みを示す活動計画として策定しています。

本計画は、「第5期狭山市地域福祉計画」での本会の役割と「第5期狭山市地域福祉活動計画」での取り組みを推進する上で、本会が地域福祉推進の中核的組織として必要な基盤強化と地域福祉活動について示した計画とします。



4 計画期間

本計画の期間は、第5期狭山市地域福祉計画、第5期狭山市地域福祉活動計画との整合性を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(計画名)	(年度)				
	8	9	10	11	12
第2期狭山市社会福祉協議会 中期経営計画	▶▶▶▶▶				
第5期狭山市地域福祉計画	▶▶▶▶▶				
第5期狭山市地域福祉活動計画	▶▶▶▶▶				

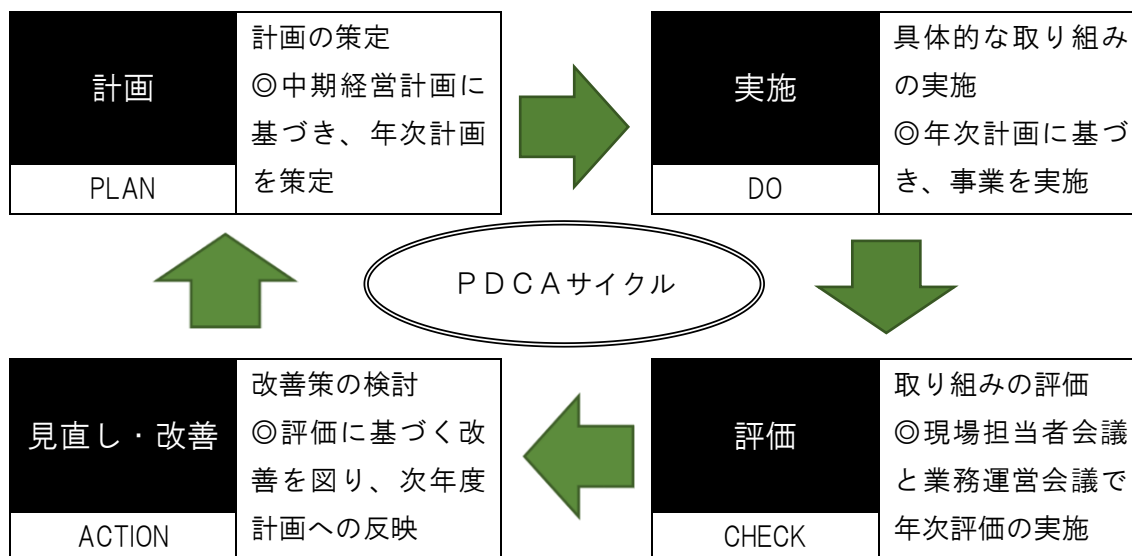
6 計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクルを基本としながら、各部署で事業推進に取り組みます。

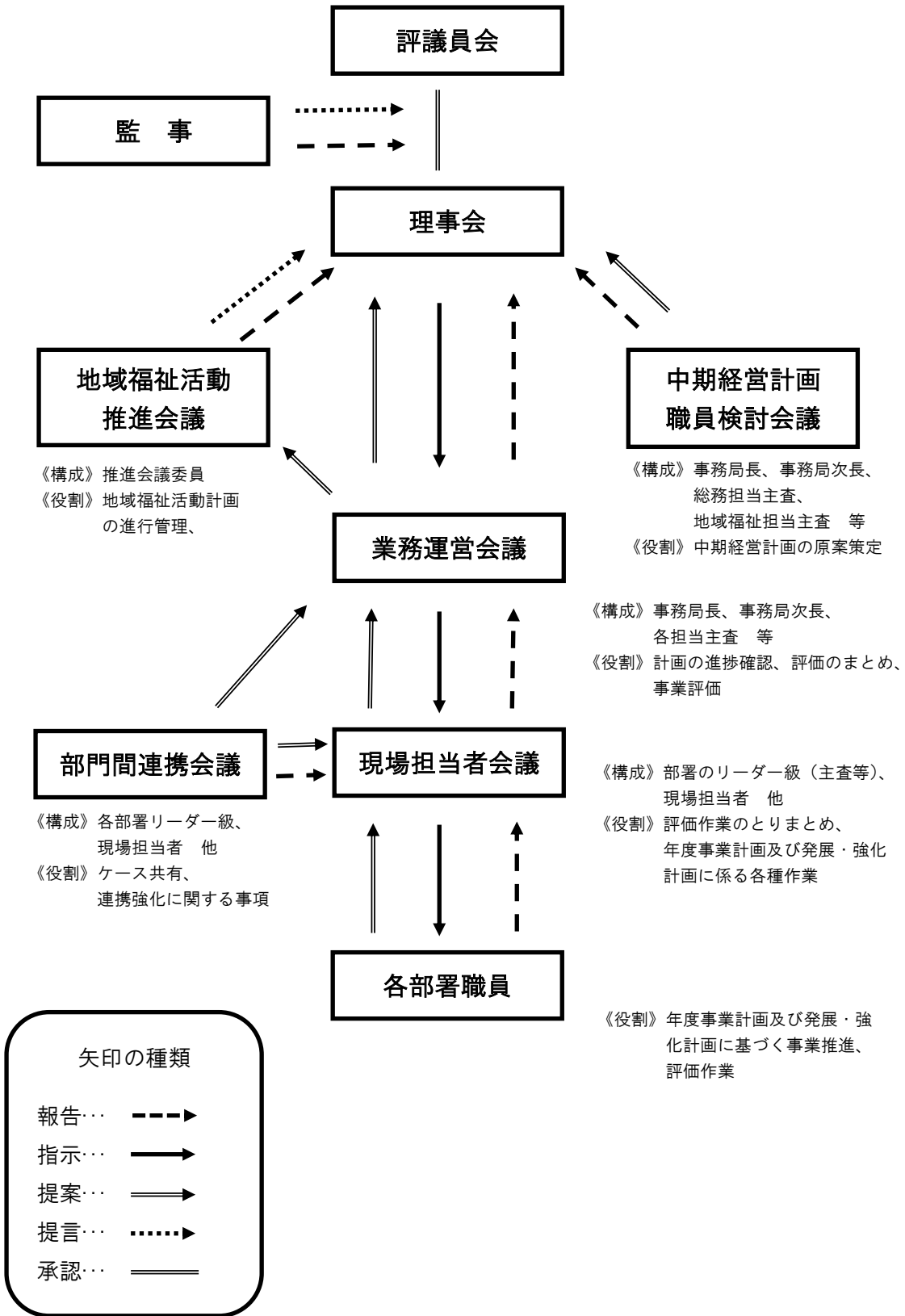
そして、計画の進行管理は、本会事務局の主査職以上から構成する「業務運営会議」と各部署の「現場担当者会議」が担います。

「業務運営会議」にて行った重点項目などの事業評価を基に、理事会・評議員会にて今後の方向性について協議を進めます。

【PDCAサイクル】



【進行管理体制図】



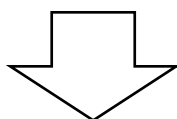
Ⅱ 計画の体系（全体像）

1 【基本理念】

人が人を **さ**さえ、みんなに **や**さしい、元気な **ま**ち

2 【基本方針】

基本方針	重点項目
(1) 包括的な支援体制づくりの推進	1 断らない相談支援の充実と包括的な支援の推進
	2 社協内連携による職員の専門性・知識の向上
(2) 地域福祉を担う人材の育成・確保と地域づくりの推進	3 ふくし教育の推進とこれからの地域を担う人材の育成
	4 広報活動・情報発信力の強化
	5 多機関協働・連携の要としての機能強化
(3) 働きやすい職場環境の整備	6 働きやすい職場づくりの推進
	7 業務の合理化・効率化
(4) 経営基盤の強化	8 BCP（事業継続計画）の策定
	9 内部統制機能の強化
	10 財源の確保



3 【行動指針】

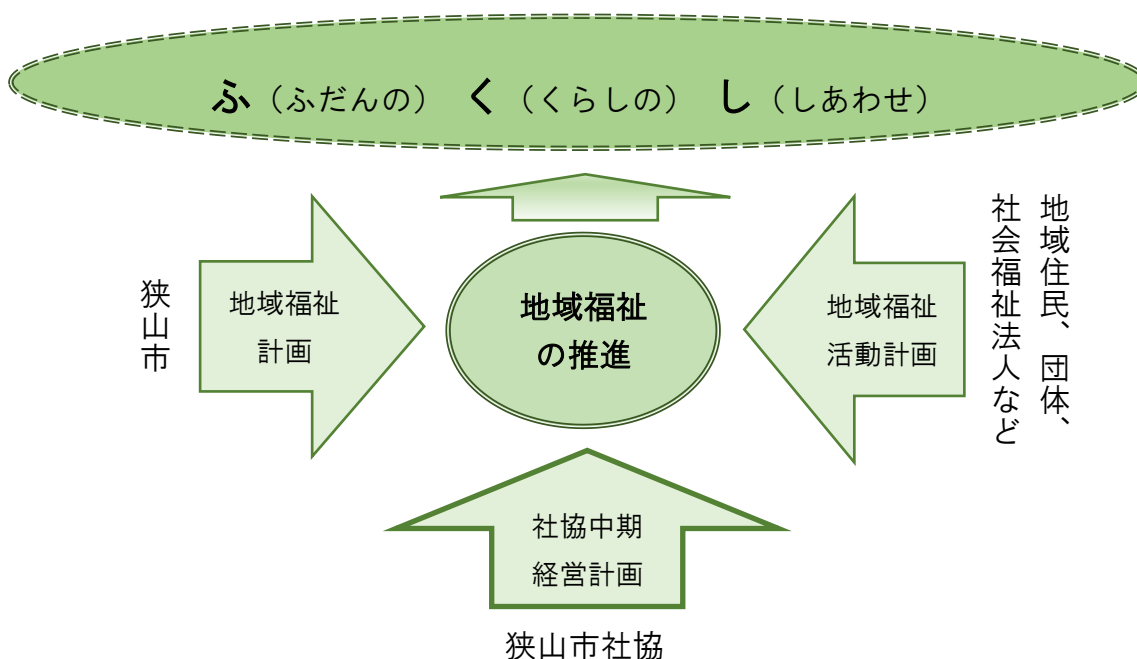
地域をつなぎ ともに地域を変える 狭山市社協

1 基本理念

「人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち」

本計画の基本理念は、第5期狭山市地域福祉計画、第5期狭山市地域福祉活動計画の基本理念と共通するものとして定めています。

3つの地域福祉に関連する計画が基本理念を統一して、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を図ることで、「ふ（ふだんの） く（くらしの） し（しあわせ）」（※5）を実現します。



（※5）ふ（ふだんの） く（くらしの） し（しあわせ）

地域福祉、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉などで使う「福祉」という言葉は、本来は「福」の字も「祉」の字も「しあわせ」を意味していますが、「してあげる」や「与えられる」といった弱者救済のイメージを持つ人もいます。そこで、「福祉」を平仮名で「ふくし」と記述し、「『ふ』だんの、『く』らしの、『し』あわせ」と言い換え、誰もが共通した「しあわせ」の意味を持つ言葉として埼玉県福祉教育から広がった言葉です。

普段の暮らしの主人公は、他の誰でもない「わたし」です。普段の暮らしを幸せにするためには、「わたし」自身が幸せであることが不可欠です。この「わたし」からはじまって、家族がいて、友達がいて、学校があり、ご近所があって、と同心円に広がっていくと、他人事ではない、「わたし発のふくし」がはじめられます。これからの地域づくりを考えていくためには、「ふくし」を進めていくことが大切とされています。

2 基本方針

全国社会福祉協議会が作成した「市町村社協経営指針」では、市町村社協の今後の組織運営のポイントとして「あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）」、「市町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編」、「市町村圏域を超えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進」が上げられています。

それらを考慮し、本会が目指すべき基本理念を実現するため、中長期の事業運営・組織運営等の方針として基本方針を位置付けます。

基本方針（１） 包括的な支援体制づくりの推進

基本方針（２） 地域福祉を担う人材の育成・確保と地域づくりの推進

基本方針（３） 働きやすい職場環境の整備

基本方針（４） 経営基盤の強化

3 行動指針

「地域をつなぎ ともに地域を変える 狭山市社協」

全国社会福祉協議会が作成した社協職員行動原則（※６）では、社協職員としての価値観や使命感について「尊厳の尊重と自立支援」、「福祉コミュニティづくり」、「住民参加と連携・協働」、「地域福祉の基盤づくり」、「自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神」、「法令順守、説明責任」が掲げられています。

地域福祉を推進する中核的な組織である社協の職員として、組織を単なる福祉サービス提供団体から、地域共生社会を推進するエンジンへと進化させていく必要があります。それらを踏まえ本会職員一人ひとりが業務遂行にあたり基本理念の達成を意識し、基本方針に基づく重点項目を推進していくための土台として行動指針を設定しました。

（※６）社協職員行動原則

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会が、社協職員としてのアイデンティティ確立を図るため、平成２３年に「社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—」として策定したものの。社協職員が共有し、そして社協職員一人ひとりが主体的に取り組むべき課題やめざすべきあり方を、社協職員はもとより、社協内外の関係者に対して明文化し、社協活動の活性化を図ることを目的としています。

Ⅲ 重点項目の取り組み

基本方針（１） 包括的な支援体制づくりの推進

１ 断らない相談支援と包括的な支援の推進

社会構造の変革等により、地域住民が抱える生活課題が複合化・複雑化し、従来の属性別の支援体制では対応が困難な状況が増えています。

本会では、平成31年度から支部社協の担当職員をCSW（コミュニティソーシャルワーカー）（※7）兼第2層生活支援コーディネーター（※8）として配置（兼務）し、個別支援と地域支援を進めています。また、生活困窮者自立支援事業や地域包括支援センターなど、様々な相談支援部門が包括的な相談に対応しています。今後、本会内の相談支援の入口としての「断らない相談支援」（※9）を推進するほか、相談者の状況を踏まえた「伴走型支援」（※10）として対応していきます。併せて、出口としての課題解決につなげるため、本会内部の連携の強化を進めるとともに、相談から見えてきた地域生活課題に対する社会資源の開発について検討していきます。

【具体的な取り組み】

- 相談支援部門による「断らない相談支援」「伴走型支援」
 - ・市や地域包括支援センターなどと連携・協働しながら、課題を抱える住民の「最後の砦」として機能できるよう、相談支援部門による「断らない相談支援」「伴走型支援」を推進します。
 - ・「断らない相談支援」「伴走型支援」を適切に行うために、担当者のアセスメント力を高めていきます。
 - ・担当者任せにしない、また、担当者を孤立化させないためのチームアプローチを推進します。
- CSWによる取り組み強化
 - ・アウトリーチによる相談支援を充実するとともに、地域福祉のハブとしての機能を強化し、多職種連携・他機関協働による課題解決力の向上に努めます。
 - ・相談支援だけでなく、参加支援、地域づくり支援も含めた包括的な支援を展開します。
- 社会資源の開発
 - ・各相談支援部門で個別支援を進める中で見えてきた地域生活課題に対して、既存事業の見直しや新たな取り組みの検討・開発を進めます。

(※7) CSW (コミュニティソーシャルワーカー)

地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている方を発見し、支援します。従来の制度や法の枠組みでは十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」で困りごとを抱える人に寄り添いながら、ニーズの共通性に着目し、地域の生活課題の解決に向け、地域住民と協働して新しい仕組みづくりに取り組む専門職です。

(※8) 生活支援コーディネーター

介護保険法における生活支援体制整備事業を行うためのコーディネート業務を行う者であり、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート(資源開発やネットワークの構築等)を行う専門職です。対象圏域に応じて、市町村全体を担当する第1層生活支援コーディネーターと、日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターとに別けられ、狭山市は第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーターともに本会職員が担っています。

(※9) 断らない相談支援

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築にあたり、「断らない相談支援」がキーワードの1つとなっています。地域包括支援センターや生活困窮者自立支援事業相談窓口などにおいて、「制度の狭間」を生まないように、できる限り幅広く相談を受け止め、その部署で支援をするのか、他の支援機関につなげるのかを検討する、相談の入り口として相談支援部門に求められている姿勢のことです。なお、相談者が抱える全ての課題を、1つの部署で支援するものではありません。

(※10) 伴走型支援

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築にあたり、「伴走型支援」がキーワードの1つとなっています。相談者の不安や課題等に寄り添い、他機関や他制度の支援者との連携・協働を図ることや相談者の状況に応じた段階的かつ継続的に関わる等の中長期的なアプローチのことです。

2 社協内連携による職員の専門性・知識の向上

本会には色々な知識・経験を持つ職員が存在します。「ふくし」を推進していくためには、そうした職員の知識・経験や伝手（ツテ）などを活用して、課題解決力を高めるとともに、社協内連携を一層進め、職員の専門性・知識の向上に努めます。併せて、職員の孤独化・孤立化による離職やモチベーションの低下の防止を図ります。

また、ICTの活用による相談支援のデジタル化や業務の標準化を行うことで、相談支援の質を担保できるように努めます。

【具体的な取り組み】

●職員間の内部研修の実施

・職員一人ひとりが持つ知識・経験を他の職員に伝える場としての内部研修を実施することで、職員の専門性・知識の向上に努めます。

●情報共有・ケース検討を中心とした部門間連携会議等の充実

・一つの相談支援部門だけで課題解決を図ることが難しい相談については、担当職員が一人で抱え込まないよう、所属職員が柔軟に参加できるような情報共有・ケース検討を中心とした部門間連携会議を開催するなど、本会内部の連携の仕組みを充実させます。

・各部署のグループライダーを中心に、グループ間の情報共有の仕組みを充実させます。

●相談支援のデジタル化の推進やマニュアルの整備

・どの職員でも最低限同じ対応ができるように、また、担当者不在でも状況が確認できるよう、業務マニュアルの整備や相談記録のデジタル化を推進します。

・時間を問わず、いつでも相談できるよう、ICTを活用した相談支援のあり方を検討します。

基本方針(2) 地域福祉を担う人材の育成・確保と地域づくりの推進

3 ふくし教育の推進とこれからの地域を担う人材の育成

既存の地域福祉活動団体において、地域福祉活動の担い手不足に加え、構成員の高齢化や活動者の固定化が課題になっています。

地域福祉の推進を図る人材を育成していくための福祉教育については、「地域福祉（社協活動）は、福祉教育に始まり、福祉教育に終わる。」という言葉があるほど、地域福祉の推進を図る上では重要な取り組みです。世代や生活上での障害の有無を問わず、地域での「ふくし」に関する理解者を増やすための、「ふくし」の裾野を広げる「ふくし教育」の推進が必要です。

併せて、住民参加（※11）はするが、住民主体（※11）は避ける風潮もある中で、これからの地域を担う主体的な人材の育成が喫緊の課題となっています。

【具体的な取り組み】

- 「ふくし」の裾野を広げる講座等の開催とフォローアップ支援
 - ・ 農業・教育・情報通信・建築・動植物の世話など従来の福祉とは異なる分野との連携・協働を含め、自身の生活の役に立ちつつ、仲間づくりと社会貢献ができるような人材育成の場として、気軽に無理なく参加できる入り口としてのボランティア講座等を実施し、また、終了後のフォローアップも行うことで実際の活動に結びつけるなど、地域住民の「ふくし」への関心を高めます。
- これからの地域を担う人材の育成
 - ・ さやま市民大学をはじめとする「まちづくり」分野、教育分野との協働も視野に、地域課題や社会課題について主体的に学び、検討する機会を設け、これからの地域を担う人材の育成に努めます。
- 災害時対応を視野に入れた平時からの協力体制の構築
 - ・ 青年会議所や企業・学校などと災害時対応を視野に入れた協力体制の構築を図る中で、平時の「ふくし」にも関わってもらえる仕組みを検討します。

（※11）住民主体と住民参加

住民主体とは、住民たちが自らのニーズを自分たちが中心となって動きながら具体化させていくこと。近年、地域福祉だけではなく、介護保険、障害福祉サービス、権利擁護支援など様々な分野で「住民主体の（助け合い）活動」が求められてきています。

住民参加とは、既にできあがっている組織にただ加わるだけの段階のことを指します。

4 広報活動・情報発信力の強化

本会の地域住民への広報活動については、広報誌の発行をはじめ、ホームページ、Facebook、Instagram、YouTubeなどを活用した取り組みも行っていますが、閲覧・視聴件数が伸びていない状況です。

そのため、見る人や情報を探す人視点での広報活動や情報発信の在り方について検討を進め、見てもらいやすい・伝わりやすい広報活動・情報発信に努めます。併せて、地域の活動を積極的に取り上げることで、活動への理解者や応援者を増やすことができるよう努めていきます。

【具体的な取り組み】

● 広報誌やホームページ・SNSとの情報の連動性

・住民の社会参加意欲を高めるために、ナッジ理論（※12）を活用したメッセージの工夫など、「伝える」ことから「伝わる」ことを意識した広報活動が展開できるよう努めます。

・広報誌やホームページ、SNSといった広報の繋がりをつくり、情報発信の手段を増やすのではなく、情報を知る機会を増やしていきます。

・地域の情報を把握し、積極的に取材等を行うことで、活動の魅力が伝わるよう、住民主体の地域福祉活動の啓発に努めます。

● 見る人を意識した情報発信

・小・中学生から大学生や社会人、更には自治会や民生委員・児童委員など、情報を受け取って欲しい人の年齢層や属性等によって情報発信の手段を変えるなど、見る人を意識した広報活動の展開に努めます。

・プレスリリースをはじめとする外部メディア等を通じた情報発信、人と人との「つながり」を活用した口コミによる情報発信など、情報発信の在り方について意識をした各事業を展開します。

● 広報活動に関する研修の受講

・広報活動に関する本会職員のスキルアップを図るため、広報活動に関する研修の受講を推進します。

（※12）ナッジ理論

行動経済学に基づく理論で、人々が望ましい行動を自発的に選びやすくするための手法であり、強制や経済的インセンティブを用いずに行動変容を促す考え方のこと。

5 多機関協働・連携の要としての機能強化

平成28年4月から、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」(※13)が義務化され、これまでに各法人で培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、ネットワーク等を活かした地域づくりが期待されています。狭山市においては各法人での取組はあるものの、市域でのネットワーク構築に至っていない現状があります。

また、近年、企業・公益団体と地域福祉活動団体との連携による取組の相談が本会にも寄せられることから、企業等と地域福祉活動団体との連携体制の構築が求められています。企業等の社会貢献活動が活性化するようアプローチをするなど、地域福祉のハブとしての本会の機能強化をし、多機関協働・連携の要になるよう努めていきます。

【具体的な取り組み】

- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」に関するネットワークの構築
 - ・市域でのネットワーク構築のための必要性を把握するため、各法人での取組状況について調査を進めます。
 - ・市域でのネットワーク構築に向けた学びや情報交換の機会をつくります。
 - ・(仮称)狭山市社会福祉法人連絡会の創設に向けて検討を進めます。
- 企業等と地域福祉活動団体との連携体制の構築
 - ・企業等の社会貢献活動についての情報収集を行い、企業等へ社会貢献活動についてのアプローチができるように努めます。
 - ・地域福祉のハブとしての本会の役割を認識し、企業等と地域福祉活動団体との協働・連携が推進できる体制の構築に努めます。
 - ・企業等と地域福祉活動団体とのマッチングを行い、それらの取組を広報することで、新たな社会貢献活動への呼び水となるよう努めます。

(※13) 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」

社会福祉法人改革の一環として、社会福祉法人が本来有する、制度や市場原理で満たされないニーズについても率先して対応する役割が明確化され、次の3つの要件を満たす取組が「地域における公益的な取組」として責務化されています。

- ①社会福祉事業または公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスであること
- ②対象者が日常生活または社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③無料または低額な料金で提供されること

基本方針（３） 働きやすい職場環境の整備

６ 働きやすい職場づくりの推進

子育てや介護で職員が離職しないよう、勤務体制の見直しなど、子育て・介護と仕事の両立支援を推進し、働きやすい職場環境の整備と同時に休職者が出た部署の業務体制・フォロー体制の整備に努めます。

また、長時間の時間外勤務の抑制や有給休暇の取得推進等を行い、ワーク・ライフ・バランスのとれる職場環境の整備に努めます。

併せて、メンタルヘルス対策と推進するとともに、職員の育成として「キャリアプラン」（※１４）、「メンター制度」（※１５）導入なども検討し、地域福祉を推進する団体としての職員力の向上を図ります。

【主な取り組み】

- 時間外労働の抑制に関する取り組みの推進
 - ・ノー残業デーの再確認、年休取得の推進や働き方改革に関する職員研修の企画など、ワーク・ライフ・バランスのとれる職場環境の整備に努めます。
 - ・ＩＣＴを活用した時間外労働の精査など、時間外労働を前提としない働き方について検討します。
- 育児や介護に関する休暇や短時間勤務等の周知
 - ・育児や介護に関する本会の規程等を職員に周知するとともに、休暇や短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備に努めます。
- 職員の健康と心理的安定性に関する取り組みの推進
 - ・職員の心身の健康を維持するために、メンタルヘルスやハラスメントを無くすための内部研修を検討・実施するなど、心身の健康の維持のための教育に努めます。
 - ・休職者が出ても、残された職員が過重労働とならないように柔軟な体制を整えます。
- 職員育成に関する方針の検討
 - ・本会としての職員の人材育成に関する方針を定めることなどの検討を進めます。

（※１４）キャリアプラン

職員一人ひとりが自ら描く将来の夢を実現するための具体的な行動計画のこと。仕事に対するモチベーションの向上などの効果が期待できると言われています。

（※１５）メンター制度

所属する上司とは別に、年齢の近い年上の先輩職員や職歴の近い先輩職員が新入職員や若手職員をサポートする、相談しやすい環境設定を行い、モチベーションの向上等を図る仕組みのこと。

7 業務の合理化・効率化

特定部署や繁忙期に業務が集中しがちで一部の職員に過度な負担増となるケースがあるほか、受託事業が増加し、職員の兼務も増えてきています。また、社会情勢の変化に合わせて本会独自事業も展開していく必要があることから、業務の見直しや合理化・効率化が必要です。

業務遂行方法の標準化や業務の電子化を図り、また、事業評価を行うことで既存事業の見直しを推進するなど、業務の合理化・効率化を図ります。

併せて、事務局の組織機構についても見直しを検討するなど、地域福祉を推進する団体としての運営体制の強化を図ります。

【具体的な取り組み】

●事業評価の実施

- ・経営的視点から適宜、事業評価を実施し、独自事業・受託事業ともに既存事業の見直しを検討します。
- ・一部の職員に業務が集中しないよう、随時、業務負担の在り方について見直しを行い、業務遂行方法の標準化を図ります。

●業務の電子化・効率化

- ・業務システムを活用した業務の合理化・効率化を引き続き推進し、職員が地域に出て活動する時間を増やします。
- ・複数担当制を推進し、一人の担当者だけに任せない仕組みを構築します。

●事務局組織機構の見直しの検討

- ・社会福社会館と狭山市駅東口事務所に分かれている地域福祉担当の在り方について地域福祉推進部門と相談支援部門の担当制に見直しを検討するなど、地域福祉を推進する団体としての運営体制の強化や体制整備に努めます。
- ・指定管理者としての施設運営や介護保険事業・障害福祉サービス事業（以下「介護保険事業等」という。）について、本会が事業を実施する意義について再確認をし、事業の在り方を検討します。

基本方針（４） 経営基盤の強化

８ B C P（事業継続計画）の策定

近年、各地で大規模災害が発生しています。大規模災害が発生した場合、狭山市地域防災計画に基づき、狭山市と連携して災害ボランティアセンターを立ち上げるとともに、本会の事業再開についても進めていくことが必要となります。現在、介護保険や障害福祉サービスの部門においては、B C P（事業継続計画）（※１６）を策定しているものの、法人としてのB C Pについては策定できていません。

そのため、通常業務の実施が困難となるような大規模災害等が発生した際の事業継続のためB C Pの策定を進めます。なお、発災時はライフラインの寸断や物流の停滞等の大きな制約のもと事業を展開する必要があります。

【具体的な取り組み】

● B C P（事業継続計画）の策定及び周知

・本会としての策定方針に基づき、各部署の現場担当者を中心としたプロジェクトチームを作り、計画の策定に取り組みます。なお、原案作成時においては、情報収集、被害の想定、組織体制、業務再開の流れとそれに要する時間等を検討します。

・策定したB C P（事業継続計画）については、職員に周知するとともに、定期的に見直しを検討します。

● 職員参集訓練など緊急事態を想定した平常時の訓練の検討

・災害時に職場に職員が不在となることも想定し、様々な発災時を想定した職員参集訓練などの実施を検討します。

● 防災対策機材の整備

・災害時に最低限のライフラインを確保して事業再開が早期にできるよう、必要な機材を想定し、順次、機材整備を進めます。

（※１６） B C P（事業継続計画）

Business Continuity Plan の略で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

9 内部統制機能の強化

全国的に見ると福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や法人後見事業等で預かっている利用者の通帳から不正にお金を引き出す事件、団体事務で預かっている通帳から不正にお金を引き出す事件と社会福祉協議会による事件は発生しており、社会福祉協議会としての信頼を継続していくためには内部牽制体制が必要されています。社会的責任の高さから「改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」や「日常生活自立支援事業における不正防止のポイント」等、全国社会福祉協議会から不祥事故防止にかかる体制整備が求められています。

【具体的な取り組み】

- 内部統制機能の強化
 - ・福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や法人後見事業等で預かっている利用者の通帳確認を定期的に行い、預貯金残高の照合などのチェックを行います。
 - ・団体事務で預かっている通帳確認を定期的に行い、預貯金残高の照合などのチェックを行います。
 - ・本会事務所にあるすべての金庫の責任者を明確にし、定期・不定期に点検を行います。
 - ・内部通報窓口やハラスメント相談窓口の明確化をし、本会内の内部統制機能の整備に努めます。
- コンプライアンスの遵守
 - ・顧問会計士による会計業務の定期点検を継続して行います。
 - ・個人情報の漏洩・紛失事故防止のための研修、社内規程に関する内部研修を行い、不正行為に対する認識を確立する管理体制の整備に努めます。
 - ・広報活動を行う上で、インターネット上の写真やイラストは発行元の確認を行い、著作権侵害・肖像権の権利侵害とならないよう配慮します。

10 財源の確保

持続可能な組織を目指すため、本会の職員一人ひとりが法人全体と各担当事業の財務状況について把握し、財源の確保について意識することが必要です。

本会の財源については、補助金・受託金のほか、会員会費や赤い羽根共同募金・寄付金といった浄財と、介護保険等の収益から成り立っています。そのために、補助金・受託金については、狭山市等へその必要性を理解していただくとともに、地域福祉推進の貴重な財源である会員会費や赤い羽根共同募金・寄付金については、自治会をはじめ、地域住民からの一層の理解が得られるように推進方法の検討が必要です。

併せて、新たな自主財源の確保も検討をしていくことが必要です。

【具体的な取り組み】

- 職員に対する財務状況についての意識付け
 - ・職員一人ひとりが本会の職員であるとの自覚を持ち、各担当事業の財源について意識して事業を展開します。
- 補助金・受託金に対する狭山市等への働きかけ
 - ・人件費や物価の高騰に適應するため、補助金や受託金の確保に努めつつ、法人の持続可能な運営に努めます。
 - ・本会との協働が狭山市等にとっても魅力となるよう、本会の価値を高めていきます。
- 会員会費や赤い羽根共同募金・寄付金等への理解の促進
 - ・会員会費や赤い羽根共同募金・寄付金の必要性について自治会等の協力をいただきながら幅広く周知を図るとともに、より効果的な募金方法について検討します。
 - ・地域住民の浄財である財源を使って助成している地域福祉活動団体等からの「ありがとうメッセージ」を地域住民に届ける方法について検討します。
- 新たな財源確保についての検討
 - ・クラウドファンディング（※17）型の事業の実施など、財源と事業とを紐づけた事業の展開について検討します。
 - ・有料広告の募集や遺贈寄付・相続財産寄付（※18）などについて検討します。

（※17）クラウドファンディング

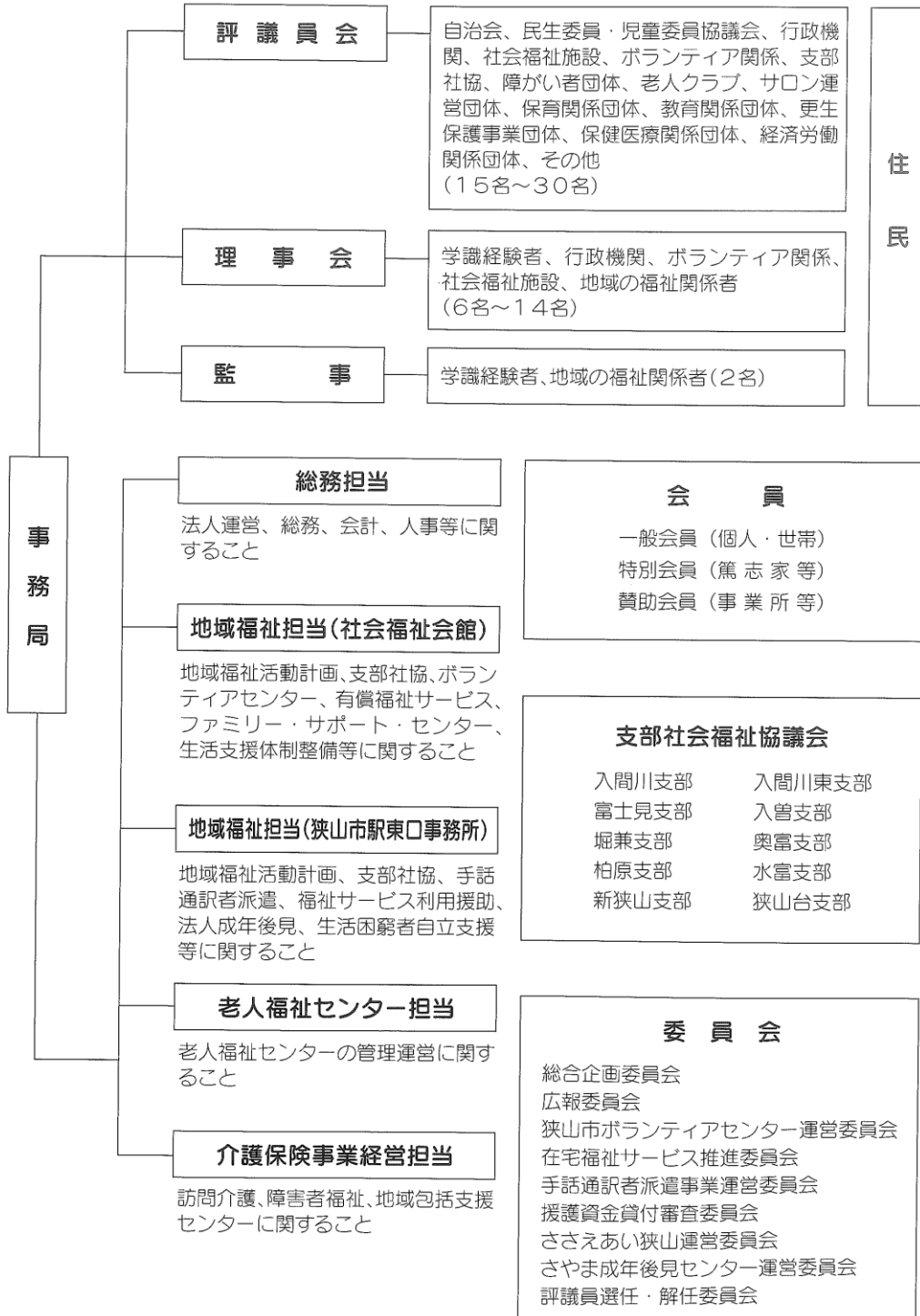
インターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法のこと。

（※18）遺贈寄付・相続財産寄付

遺言に基づく寄付や相続人からの相続財産の寄付のこと。寄付者は、公益法人への寄付として相続税の控除が受けられます。

IV 資料

1 狭山市社会福祉協議会 組織図（令和7年4月1日現在）



2 社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—

「社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—」

平成 23 年 5 月 18 日
全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助などの個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。私たちは社会福祉協議会法定化 60 周年を期に、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

- 人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人々が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。
- 個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心を持ち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

- 様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。
- 住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組みます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

- 社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。
- 地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的にに関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性を持って事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部門間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 社協職員としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。
- 常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令順守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

- 関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールにのっとり行動をします。
- 職務上知り得た個人情報、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。
- 住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

第2期狭山市社会福祉協議会中期経営計画

発行年月 令和8（2026）年3月

発行 社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会
〒350-1305

埼玉県狭山市入間川2丁目4番13号

狭山市社会福祉会館内

TEL 04-2954-0294（代表）

FAX 04-2954-4343

Eメール daiyou@sayama-shakyou.or.jp



ホームページ



Facebook



Instagram



YouTube

